

10月3日「犯罪被害者支援の日」

☆10月3日は「犯罪被害者支援の日」です。

皆さんは日本の犯罪被害者の現状をどのくらいご存じでしょうか？

この機会に少し「犯罪被害」について考えてみませんか。

★「犯罪被害者支援の日」

○「犯罪被害者支援の日」って何ですか？

犯罪被害者の現状と支援の必要性について、広く国民の皆様を知っていただく目的で、全国的に広報キャンペーン活動を行っています。

○どうして10月3日なのですか？

平成3年10月3日に開催された「犯罪被害給付制度発足10周年シンポジウム」が犯罪被害者支援活動開始のきっかけとなったので、この日を記念して10月3日を「犯罪被害者支援の日」と決めました。

★犯罪被害

皆さんは日本の犯罪被害者の方々が置かれている立場をどのくらいご存じでしょうか。

○犯罪被害者の現状

・社会の無理解・無関心

日本の社会的風潮

・被害者はじっと我慢するもの
・じっと堪え忍ぶのが美德である。

・被害者の孤立感・自責感を深め
被害者を沈黙させる結果となります。

○なぜ被害者支援が必要なのですか？

被害者は身体的・経済的・精神的被害に苦しんでいます。

長期にわたる精神的被害は深刻です。被害者の心の傷の回復には、周囲の人々の理解と共感と支持がとても大切です。

○どのような支援が必要ですか？

様々な社会的支援が必要です。例えば

●適切なアドバイス ●経済的支援 ●心のケア などです。

○犯罪被害者支援にはどのような経緯がありますか？

犯罪被害者に対する支援は1992年に民間の手によって始まりました。

また、法制度も整い始め、平成17年には被害者の権利が認められた「犯罪被害者等基本法」が施行されました。

★社団法人沖縄被害者支援ゆいセンター

社団法人沖縄被害者支援ゆいセンターは、犯罪被害者に対して精神的支援やその他の各種支援事業を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、被害者等の被害の回復及び軽減に資することを目的に、平成16年3月に設立しました。

当センターでは、平成17年度に313件の電話相談や面接相談、直接支援を行っています。また、被害者のご遺族の会とともに連携をとって支援して参りました。

増加し続ける犯罪の減少を願いながら、今後も県内の犯罪被害者の支援を継続して参ります。

そのためには、ゆいまーる精神を培っている県民の皆様方の温かいご支援とご協力をお願い申し上げます。

なお、毎年10月3日は「犯罪被害者支援の日」と定め、「全国被害者支援ネットワーク」の加盟団体がそれぞれの都道府県において啓発活動を行っており、当ゆいセンターでも10月29日（日）午後2時より県立郷土劇場において「被害者支援チャリティー公演」を開催します。

県民の皆様が、当センターの活動趣旨にご理解をいただき、より充実した被害者支援の展開に向けてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成18年10月29日

社団法人沖縄被害者支援ゆいセンター
理事長 尚 弘 子